

皇子賜姓

〔神皇正統記村上〕源氏と云事は、嵯峨の御門世のついえを思しめして、皇子皇孫に姓を給ひて人臣となし給ふ、すなはち御子あまた源氏の姓を給はる、桓武の御子葛原親王の男高棟、平の姓を給はり、平城の御子阿保親王の男行平、業平等有原の姓給る事も、此後の事なれど、是はたまゝの義なり、弘仁以後、代々の御後はみな源の姓を給ひしなり、親王の宣旨を蒙る人は、才不才によらず、國々に封戸など立られて、世のついえなりしかば、人臣につらね、官學して朝要にかなひ、器に乏たがひ昇進すべき御おきてなるべし、姓を給る人は、直に四位に叙す、皇子皇孫に當君のは三位なるべしと云、定卿三位に叙せしは、其例まれなり、嵯峨の御子、大納言、かくて代々のあいだ、姓を給ひし人百十餘人もや有けん、然れど他流の源氏大臣以上にいたりて、二代と相續する人の今まできこえぬこそいかなる故ならんとおぼつかなければ、嵯峨の御子姓を給ひし人二十一人、此中大臣にのぼる人、常の左大臣、兼大將信の左大臣、融の左大臣、仁明の御子に姓を給る人十三人、大臣にのぼる人、多の右大臣、光の右大臣、兼大將文徳の御子に姓を給はる人十二人、大臣にのぼる人能有の右大臣、兼大將清和の御子に姓を給る人十四人、大臣にのぼる人十世の御末に、實朝の右大臣、兼大將親王の苗裔なり、陽成の御子に姓を給る人三人、光孝の御子に姓を給る人十五人、宇多の御孫に姓を給りて、大臣にのぼる人、雅信の左大臣、重信の左大臣、王の男なり、敦實親醍醐の御子に姓を給はる人二十人、大臣にのぼる人、高明の左大臣、兼大將兼明の左大臣、後に親王とす、中務卿なり、此後は皇子の姓を給ふ事はたえにけり、皇孫にはあまたあり、任大臣を本と記すによりて、とどく不載、ちかくは後三條の御孫に有仁の左大臣、兼大將、輔仁の親王の男、白河院の御孫、猶子にて直に三位せし人も、二世の源氏にて、大臣にのぼれり、かやうにたまゝ大臣にいたりても、いづれか二代とあひつげる、ほとむど納言以上にて傳はれるだに稀なり、雅信の大臣の末ぞおのづから納言までものぼりて残りたる、高明の大臣の後、四代大納言にて有しもはやく絶にき、いかにも故ある事かとおぼえ